

エコマーク事業実施要領・ガイドライン改定（案）について

目 次

1. エコマーク事業実施要領	・・・	1
2. エコマーク類型・基準制定委員会に関する諸ガイドラインおよび規程	・・・	10
ガイドライン		
[本ガイドラインなどの目的]	・・・	10
I.商品類型の選定		
I-1.商品類型選定の方針	・・・	10
I-2.商品類型選定の手順	・・・	14
II.認定基準の策定		
II-1.認定基準策定の方針	・・・	18
II-2.認定基準策定の手順	・・・	23
II-3.認定基準書の記述範囲とその様式	【変更がないため省略】	
III.商品類型の見直し および廃止		
III-1.商品類型見直し および廃止 の方針	・・・	27
III-2.商品類型見直し および廃止 および認定基準書の <u>軽微な一部改定</u> の手順	・・・	29
規 程		
I.エコマーク類型・基準制定委員会規程	【変更がないため省略】	
II.ワーキンググループ規程	・・・	33

r エコマーク事業実施要領

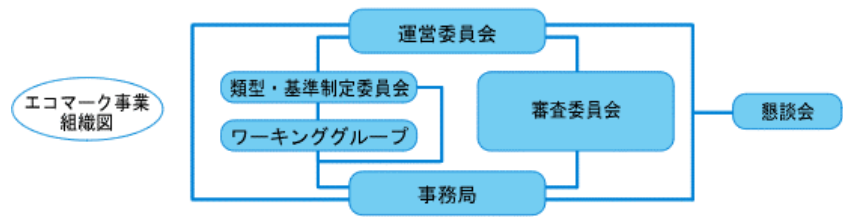
現行(2005年4月1日)	改定案
<p>第1章 総則</p> <p>1. エコマーク事業の目的</p> <p>エコマーク事業は、日常生活に伴う環境への負荷の低減などを通じて環境保全に役立つと認められる商品に「エコマーク」を付けることにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、環境にやさしくありたいと願う消費者による商品の選択を促すことを目的とします。</p> <p>2. エコマークの対象となる商品の基本的な要件</p> <p>2-1. エコマークの対象となる商品は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、これを消費者に奨励することが環境保全のために適切であると認められる商品の類型に属するものとします。</p> <p>①その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと</p> <p>②その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと</p> <p>2-2. 具体的にエコマークを付けることができる商品（以下「エコマーク商品」という。）は、国内製品、外国製品を問わず日本国内で販売される商品で、第2章の手続きにより選定されたエコマーク商品類型に該当し、かつ、第3章の手続きにより認定を受けたものに限られます。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1. エコマーク事業の目的</p> <p>エコマーク事業は、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の低減など、環境保全に役立つと認められる商品（製品およびサービス。以下同じ）に「エコマーク」を付けることにより、商品の環境的側面に関する情報を広く社会に提供し、<u>持続可能な社会の形成に向けて事業者ならびに消費者の行動を誘導していくことを目的とします。</u></p> <p>2. エコマークの対象となる商品の基本的な要件</p> <p>2-1. エコマークの対象となる商品は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、これを消費者に奨励することが環境保全のために適切であると認められる商品の類型に属するものとします。</p> <p>①その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないこと</p> <p>②その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど環境保全に寄与する効果が大きいこと</p> <p>2-2. 具体的にエコマークを付けることができる商品（以下「エコマーク商品」という。）は、国内製品、外国製品を問わず日本国内で販売される商品で、第2章の手続きにより選定されたエコマーク商品類型に該当し、かつ、第3章の手続きにより認定を受けたものに限られます。</p>

3. エコマーク事業の運営体制

3-1. エコマーク事業は財団法人 日本環境協会が実施し、その事務は同協会のエコマーク事務局（以下「事務局」という。）が担当します。

3-2. エコマーク事業の適正な運営を図るため、財団法人 日本環境協会に諮問機関として、「エコマーク運営委員会(以下「運営委員会」という。）」、「エコマーク類型・基準制定委員会（以下「類型委員会」という。）」および「エコマーク審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を置きます。また、類型委員会の下部組織として、基準案策定のための「ワーキンググループ」をその都度設けます。

その他エコマークに関する各界の意見を広く聴取する場として、各界の有識者によって構成されるエコマーク懇談会などを開催します。



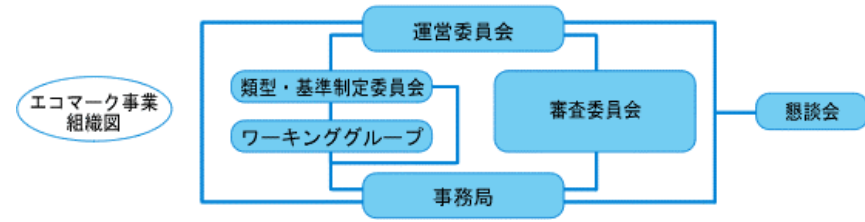
- ①運営委員会は事業者関係団体、消費者関係団体、環境保全に関する学識者および関係行政機関などの各界の有識者によって構成され、エコマーク事業の予算、事業計画、事業実施要領の制定・見直し、類型委員会・審査委員会ガイドラインなどの制定・見直し、その他エコマーク事業の運営に関する事項を審議します。
- ②類型委員会は商品類型に関する事業者関係団体、消費者関係団体および中立機関の専門家や有識者によって構成され、第2章で定める

3. エコマーク事業の運営体制

3-1. エコマーク事業は財団法人 日本環境協会が実施し、その事務は同協会のエコマーク事務局（以下「事務局」という。）が担当します。

3-2. エコマーク事業の適正な運営を図るため、財団法人 日本環境協会に諮問機関として、「エコマーク運営委員会(以下「運営委員会」という。）」、「エコマーク類型・基準制定委員会（以下「類型委員会」という。）」および「エコマーク審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を置きます。また、類型委員会の下部組織として、基準案策定のための「ワーキンググループ」をその都度設けます。

その他エコマークに関する各界の意見を広く聴取する場として、各界の有識者によって構成されるエコマーク懇談会などを開催します。



- ①運営委員会は事業者関係団体、消費者関係団体、環境保全に関する学識者および関係行政機関などの各界の有識者によって構成され、エコマーク事業の予算、事業計画、事業実施要領の制定・見直し、類型委員会・審査委員会ガイドラインなどの制定・見直し、その他エコマーク事業の運営に関する事項を審議します。
- ②類型委員会は商品類型に関する事業者関係団体、消費者関係団体および中立機関の専門家や有識者によって構成され、第2章で定めるエコ

エコマーク商品タイプの選定および認定基準の制定並びにこれらの見直しに関する事項を審議します。

- ③審査委員会は、環境負荷の評価・低減対策などに関する中立機関の専門家や有識者によって構成され、エコマーク商品の認定に関する審議を行います。
- ④ワーキンググループは、設定された商品タイプに関する事業者関係団体、消費者関係団体および中立機関の専門家や有識者によって構成され、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる考慮をした上で、認定基準案を策定します。

第2章 エコマーク商品タイプの選定と認定基準の策定

4. エコマーク商品タイプの選定

4-1. エコマークの対象とする商品のタイプ（以下「エコマーク商品タイプ」という。）は、次の手続きにより選定されます。

- ①新たな商品タイプは、別に定める「エコマーク商品タイプ提案要領」に従って、提案することができます。
- ②提案を受けて、タイプ委員会は、必要に応じて調査や関係者へのヒアリングを行い、新たな商品タイプを審議します。また、タイプ委員会は、新たな商品タイプの提案とその審議を行うこともできます。
- ③タイプ委員会の審議・承認にもとづいて、財団法人 日本環境協会は新たな商品タイプを設定します。
- ④新たに設定された商品タイプはエコマークニュースおよびホームページなどで一般に公表されます。

マーク商品タイプの選定および認定基準の制定並びにこれらの見直しに関する事項を審議します。

- ③審査委員会は、環境負荷の評価・低減対策などに関する中立機関の専門家や有識者によって構成され、エコマーク商品の認定に関する審議を行います。
- ④ワーキンググループは、設定された商品タイプに関する事業者、消費者および中立機関の専門家や有識者によって構成され、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる考慮をした上で、認定基準案を策定します。

第2章 エコマーク商品タイプの選定と認定基準の策定

4. エコマーク商品タイプの選定

4-1. エコマークの対象とする商品のタイプ（以下「エコマーク商品タイプ」という。）は、次の手続きにより選定されます。

- ①商品タイプの提案については、事務局の提案によるほか、受付期間を定めてホームページなどで供給者、消費者または第三者から広く提案を募集します。
- ②上記の提案について、事務局は、情報収集や必要に応じて調査や関係者へのヒアリングなどを行います。
- ③タイプ委員会の審議・承認にもとづいて、財団法人 日本環境協会は新たな商品タイプを選定します。
- ④新たに選定された商品タイプはエコマークニュースおよびホームページなどで一般に公表されます。

4-2. 類型委員会は、4-1. のほか、商品類型の選定に係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

5. 認定基準の策定

5-1. 新たに設定された商品類型の認定基準は、次の手続きにより策定します。

- ① 類型委員会の承認の下で、設定された商品類型に関する専門家や有識者からなるワーキンググループを設置します。
- ② ワーキンググループは、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる考慮をした上で認定基準案を策定します。ライフサイクル全体にわたる考慮は、表1「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」を使い、その商品類型で重要と考えられる負荷項目を選び、負荷項目ごとに、先導的な商品が選定されるようなレベルで定性的または定量的な認定基準案を策定します。
- ③ 類型委員会の審議を経て、認定基準案は、エコマークニュースおよびホームページなどで公表され、60日間、一般からの意見や提案が受け付けられます。
- ④ 類型委員会は一般からの意見や提案を考慮し、ワーキンググループの意見を聞きつつ、認定基準を審議します。
- ⑤ 類型委員会の承認にもとづいて、財団法人 日本環境協会は認定基準を制定します。
- ⑥ 新たに制定された認定基準は、その背景となる情報などを添えてエコマークニュースおよびホームページなどで一般に公表されます。

4-2. 類型委員会は、4-1. のほか、商品類型の選定に係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

5. 認定基準の策定

5-1. 新たに設定された商品類型の認定基準は、次の手続きにより策定します。

- ① 類型委員会の承認の下で、設定された商品類型に関する専門家や有識者からなるワーキンググループを設置します。
- ② ワーキンググループは、認定基準案を策定します。その策定に当たっては、表1「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」を活用し、商品のライフサイクル全体にわたる環境への負荷を考慮した上で、その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないレベル、またはその商品を利用することにより、他の原因から生じる環境への負荷を低減できるレベルの基準となるよう、商品類型の目的を達成するために優先度の高い項目を絞り込んで、定量的な認定基準案を策定します。また、より多くの事業者、消費者の行動を持続可能な社会の形成に向けて誘導できる認定基準案を策定します。
- ③ 類型委員会の審議を経て、認定基準案は、エコマークニュースおよびホームページなどで公表され、60日間、一般からの意見や提案が受け付けられます。
- ④ 類型委員会は一般からの意見や提案を考慮し、ワーキンググループの意見を聞きつつ、認定基準を審議します。
- ⑤ 類型委員会の承認にもとづいて、財団法人 日本環境協会は認定基準を制定します。

表 1. 「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A. 資源採取	B. 製造	C. 流通	D. 使用消費	E. 廃棄	F. リサイクル
1 資源の消費						
2 地球温暖化影響物質の排出						
3 オゾン層破壊物質の排出						
4 生態系への影響						
5 大気汚染物質の排出						
6 水質汚濁物質の排出						
7 廃棄物の発生・処理処分						
8 有害物質等の使用・排出						
9 その他の環境負荷						

5-2. 類型委員会は、5-1. のほか、認定基準の策定に係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

6. 商品類型および認定基準の見直し

6-1. 類型委員会は、市場動向や技術発展などを考慮し、およそ3~5年ごとに認定基準を見直し、必要に応じて認定基準の改定または、廃止に着手します。

6-2. 商品類型の廃止または認定基準の改定手続きは、4 および 5 に準じて行い、類型委員会の審議・承認にもとづいて、財団法人 日本環境協会が商品類型の廃止または認定基準の改定を行います。

⑥新たに制定された認定基準は、その背景となる情報などを添えてエコマークニュースおよびホームページなどで一般に公表されます。

表 1. 「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A. 資源採取	B. 製造	C. 流通	D. 使用消費	E. 廃棄	F. リサイクル
1 資源の消費						
2 地球温暖化影響物質の排出						
3 オゾン層破壊物質の排出						
4 生態系への影響						
5 大気汚染物質の排出						
6 水質汚濁物質の排出						
7 廃棄物の発生・処理処分						
8 有害物質等の使用・排出						
9 その他の環境負荷						

5-2. 類型委員会は、5-1. のほか、認定基準の策定に係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

6. 商品類型および認定基準の見直し

6-1. 類型委員会は、市場動向や技術発展などを考慮し、有効期限のおよそ2年前に認定基準を見直し、認定基準の全面的な改定、商品類型の終了、もしくは有効期限の延長を行います。

6-2. 認定基準の全面的な改定手続きは、5. に準じて行い、類型委員会の審議・承認にもとづいて、財団法人 日本環境協会が認定基準の改定を行います。

6-3. 類型委員会は、6-1.、6-2. のほか、商品類型および認定基準の見直しに係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

第3章 エコマーク商品の認定

7. エコマーク商品の認定要件

下記の要件を満たし、次項に定める必要な手続きを経た商品をエコマーク商品として認定します。

- ①その商品が、その商品類型について定められた認定基準を満たしていること
- ②申込者およびその商品の製造事業者（申込者がその商品の製造事業者でない場合）は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等を遵守していること
- ③品質および安全性は、関連する法規、基準、規格などに合致していること

ただし、上記要件を満たした商品であっても、審査委員会で環境保全上問題があると判断した場合は、認定しないことがあります。

8. エコマーク商品の認定手続き

8-1. 個別商品のエコマーク認定手続きは、以下の手続きを経て行うこととします。

- ①日本国内で販売される商品の製造または販売を行う事業者は、その商品のエコマーク認定の申込みを行うことができます。また、日本国内で販売・使用される商品の発注者は、特別仕様品であって発注者自ら使用または無償で配布する場合に限り、その商品のエコマー

6-3. 類型委員会は、6-1.、6-2. のほか、商品類型および認定基準の見直しに係る審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。

第3章 エコマーク商品の認定

7. エコマーク商品の認定要件

下記の要件を満たし、次項に定める必要な手続きを経た商品をエコマーク商品として認定します。

- ①その商品が、その商品類型について定められた認定基準を満たしていること
- ②申込者およびその商品の製造事業者（申込者がその商品の製造事業者でない場合）は、関係する環境保全に関する法規、条例、公害防止協定等を遵守していること
- ③品質および安全性は、関連する法規、基準、規格などに合致していること

ただし、上記要件を満たした商品であっても、審査委員会で環境保全上問題があると判断した場合は、認定しないことがあります。

8. エコマーク商品の認定手続き

8-1. 個別商品のエコマーク認定手続きは、以下の手続きを経て行うこととします。

- ①日本国内で販売される商品の製造または販売を行う事業者は、その商品のエコマーク認定の申込みを行うことができます。また、日本国内で販売・使用される商品の発注者は、特別仕様品であって発注者自ら使用または無償で配布する場合に限り、その商品のエコマーク認定の

<p>ク認定の申込みを行うことができます。申込みにあたっては、別に定める「エコマーク商品認定申込要領」に従うこととします。</p> <p>②事務局は、エコマーク商品の認定申込受付に際し、必要に応じて認定申込者に第三者機関による検査の実施およびその証明書の提出等を求めることができます。</p> <p>③審査委員会は、申込みがあった商品について、7. の認定要件に関する審査を行い、その審査・承認にもとづいて、財団法人 日本環境協会がエコマーク商品として認定します。</p> <p>8-2. 審査委員会は、8-1. のほか、認定に関わる審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。</p> <p>9. エコマーク商品認定の有効期間</p> <p>商品認定審査により、認定を受けた商品の認定の有効期間は、当該商品の認定基準書に記載されている「有効期限」の日までとします。したがって、その後有効期限までの間に、いくつかの小改定が行われた場合にも、当該商品が審査時の認定要件を満たしている限りその認定は有効となります。また、認定基準書の有効期限が、手順に則って延長された場合には、その延長された「有効期間」の日まで認定は有効です。</p> <p>第4章 エコマークの使用</p> <p>10. エコマークの使用契約</p> <p>エコマーク商品の認定を受けた方がエコマークを使用するにあたっては、認定を受けた個々の商品ごとに、財団法人日本環境協会と「エコマー</p>	<p>申込みを行うことができます。申込みにあたっては、別に定める「エコマーク商品認定申込要領」に従うこととします。</p> <p>②事務局は、エコマーク商品の認定申込受付に際し、必要に応じて認定申込者に第三者機関による検査の実施およびその証明書の提出等を求めることができます。</p> <p>③審査委員会は、申込みがあった商品について、7. の認定要件に関する審査を行い、その審査・承認にもとづいて、財団法人 日本環境協会がエコマーク商品として認定します。</p> <p>8-2. 審査委員会は、8-1. のほか、認定に関わる審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができます。</p> <p>9. エコマーク商品認定の有効期間</p> <p>商品認定審査により、認定を受けた商品の認定の有効期間は、当該商品の認定基準書に記載されている「有効期限」の日までとします。したがって、その後有効期限までの間に、いくつかの小改定が行われた場合にも、当該商品が審査時の認定要件を満たしている限りその認定は有効となります。また、認定基準書の有効期限が、手順に則って延長された場合には、その延長された「有効期間」の日まで認定は有効です。</p> <p>第4章 エコマークの使用</p> <p>10. エコマークの使用契約</p> <p>エコマーク商品の認定を受けた方がエコマークを使用するにあたっては、認定を受けた個々の商品ごとに、財団法人日本環境協会と「エコマー</p>
---	---

ク使用契約」を締結します。この契約の期間は、エコマーク使用契約締結日から1年間とし、翌年以降は、使用料の入金により自動継続とするものとします。ただし最終年は、商品類型ごとに定められた有効期限の日までとなります。

11. エコマーク使用規定

エコマーク使用契約を締結した方は、別に定める「エコマーク使用規定」を遵守するとともに、所定のエコマーク使用料を財団法人 日本環境協会に支払うものとします。

12. エコマークの商標権、他

「エコマーク」の商標権は財団法人 日本環境協会が保有しています。同協会は、エコマークが不正に使用された場合には、エコマーク使用契約の解除その他必要な法的措置をとることができます。

附則

本事業実施要領の改定は、運営委員会の決議を経るものとします。

- 1 1989年2月1日制定施行
- 2 1994年4月1日改定施行
- 3 1996年3月1日改定施行

1996年3月1日の改定以前に選定された商品類型および策定された認定基準は、その認定基準が改定されるまで有効とします。

1996年3月1日の改定前に認定基準が定められた商品類型は、5-1②に定めるライフサイクルにわたる環境負荷のチェックがなされていないものですので、この観点から認定基準の改定されるまでは、商品の認定にあたり、改定前の実施要領にあった以下の

ク使用契約」を締結します。この契約の期間は、エコマーク使用契約締結日から1年間とし、翌年以降は、使用料の入金により自動継続とするものとします。ただし最終年は、商品類型ごとに定められた有効期限の日までとなります。

11. エコマーク使用規定

エコマーク使用契約を締結した方は、別に定める「エコマーク使用規定」を遵守するとともに、所定のエコマーク使用料を財団法人 日本環境協会に支払うものとします。

12. エコマークの商標権、他

「エコマーク」の商標権は財団法人 日本環境協会が保有しています。同協会は、エコマークが不正に使用された場合には、エコマーク使用契約の解除その他必要な法的措置をとることができます。また、エコマーク商品の認定後、認定要件に対し適合が維持されていない場合には、同協会は適切な是正措置を求めるとともに、場合によっては認定の一時停止又は取消を行うことがあります。

附則

本事業実施要領の改定は、運営委員会の決議を経るものとします。

1989年2月1日制定施行

1994年4月1日改定施行

1996年3月1日改定施行

1997年1月22日改定施行

1998年9月8日改定施行

1999年5月1日改定施行

<p>事項についても考慮を行うこととします。</p> <p>①製造段階での環境対策が適切であること</p> <p>②使用にあたってエネルギー・資源が節約的であること</p> <p>③廃棄された場合にその処理が困難でないこと</p> <p>④品質および安全性については関連法規、基準、規格などに合致していること</p> <p>4 1997年1月22日改定施行</p> <p>5 1998年9月8日改定施行 第3章 8-1 ①「発注者」の部分を追加</p> <p>6 1999年5月1日改定施行 第1章 3「エコマーク事業の運営体制」を全面的に見直し</p> <p>7 2000年7月1日改定施行 全面的に改定</p> <p>8 2005年4月1日改定施行 第3章 9「エコマーク商品認定の有効期間」を追加 第4章 10「エコマークの使用契約」を見直し</p>	<p><u>2000年7月1日改定施行</u></p> <p><u>2005年4月1日改定施行</u></p> <p><u>2007年9月25日改定施行(予定)</u></p>
--	--

エコマーク類型・基準制定委員会に関する諸ガイドラインおよび規程

現行(2000年10月)	改定案
<p>【本ガイドラインなどの目的】</p> <p>本ガイドラインなどは、透明で公正な制度運営のため、エコマーク類型・基準制定委員会（以下「類型委員会」という）における各所掌事項について、そのガイドラインと手続き・規程を定めるものである。</p> <p>全般に、ガイドラインなどの内容は、これまでエコマーク事業において実施してきた手順に加え、ISOタイプIラベル規格（ISO14024）の要求事項や「世界貿易機関／貿易の技術的障害に関する協定」（WTO／TBT協定）などの必要事項を補足して、全体として文書化したものである。</p> <p>この諸ガイドラインおよび規程を改廃する場合は、類型委員会において、委員の過半数の同意を得て議決し、エコマーク運営委員会の承認を得ることとする。</p>	<p>【本ガイドラインなどの目的】</p> <p>本ガイドラインなどは、透明で公正な制度運営のため、エコマーク類型・基準制定委員会（以下「類型委員会」という）における各所掌事項について、そのガイドラインと手続き・規程を定めるものである。</p> <p>全般に、ガイドラインなどの内容は、これまでエコマーク事業において実施してきた手順に加え、<u>ISOタイプIエコラベル規格（ISO14024、一致規格JISQ14024）</u>の要求事項や「世界貿易機関／貿易の技術的障害に関する協定」（WTO/TBT協定）などの必要事項を補足して、全体として文書化したものである。</p> <p>この諸ガイドラインおよび規程を改廃する場合は、類型委員会において、委員の過半数の同意を得て議決し、エコマーク運営委員会の承認を得ることとする。</p>

I.商品類型の選定

I-1.商品類型選定の方針

現行(2000年10月)	改訂案
<p>エコマーク類型・基準制定委員会（以下「類型委員会」という）による、新規類型の選定 や既存の類型の見直し・廃止に際しては、以下の方針に基づくものとする。</p>	<p>エコマーク類型・基準制定委員会（以下「類型委員会」という）による、新規類型の<u>選定に際しては</u>、以下の方針に基づくものとする。</p>

1. 商品類型選定のための評価事項

1-1.採り上げる商品類型は、次の①かつ、②または③の事項を満たすことにより、環境保全に大きな寄与が期待できること

①商品の、またはその商品を選択・利用することによる環境保全効果が大きいこと

②商品類型選定に対する消費者の要望が強いこと

③商品市場規模が大きいこと

1-2.商品類型選定の主張を裏づける情報は、科学的方法に基づいたものであること

注) ISO14020「原則3」の4.4.2項「環境ラベル及び宣言を裏付ける情報は、科学的あるいは専門領域で認知され、広く受け入れられている方法か、そうでなければ、科学的根拠のある他の方法によって、収集、評価されたものでなければならない」に準拠する

1-3.選定される商品類型に属する商品は、次の①～③のいずれにも該当することにより、環境倫理面において適切であること

①使い捨て商品(耐久性のある商品が存在する商品分野において、繰り返し使用を目的としない商品)など、環境面から不必要な消費をもたらす商品でないこと。

②環境問題をより本質的に解決もしくは悪化を防止することを目指す商品であること。

③その他、消費者がエコマークの意義を理解する際に、混乱を招かない商品であること。

参考 (エコマーク事業実施要領より引用)

エコマーク商品としての基本的な要件

以下に掲げる①もしくは②のいずれかに該当し、これを消

1. 商品類型選定のための方針

採り上げる商品類型は、次に掲げる方針に照らして総合的に評価し、選定する。

1) エコマークとして基準を設定することで、社会に大きな影響を与えることができること

2) 認定商品を選択・利用することにより、環境への負荷を大幅に低減できること

3) 基準を策定することにより、より多くの事業者の行動を持続可能な社会の形成に向けて転換・誘導できること

4) 認定商品を普及することにより、より多くの消費者の行動を持続可能な社会の形成に向けて転換・誘導できること

費者に奨励することが環境保全のために適切であると認められる商品の類型に属するものであること

- ①その商品の製造、使用、廃棄等による環境への負荷が、他の同様の製品と比較して相対的に少ないこと
- ②その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減できるなど、環境保全に寄与する効果が大きいこと

2. 商品類型設定の配慮事項

- ①商品類型は、できるだけ機能（パフォーマンス）別に設定すること
- ②商品類型は、可能な限り対象範囲を大括りとする

注1) 本項は、[ISO14024]の[3.3製品機能特性の選定]の規定に基づく

機能別の例: 「紙製品」→「情報用紙」、「印刷用紙」、「包装用の用紙」など

注2) 対象範囲の例: 「芳香族炭化水素類を含まない塗料」→「塗料」、「オフセット印刷インキ」→「印刷インキ」など

3. 当面の重点事項

商品類型の選定においては、商品のライフサイクル全体を考慮し、当面、特に資源の消費、地球温暖化影響物質の排出および廃棄物の発生・処理処分の3つの環境負荷項目に重点を置くものとする。

4. 類型選定の個別評価項目

2. 商品類型選定のために考慮すべき事項

新規類型の選定には、以下の事項を考慮することが望ましい。

- 1) 商品のライフサイクル（資源採取、製造、流通、使用・消費、廃棄、リサイクル）全体としての環境負荷低減効果の有無
- 2) 科学的方法に基づき客観的な基準設定が可能か
注) ISO14020「原則3」の4.4.2項に準拠する
- 3) 選定する商品類型について、改善すべき主な環境負荷項目が明確になっていること
- 4) 市場規模、マーケットシェアと普及促進の可能性、その商品分野の特性など
- 5) 商品類型選定に対する事業者・消費者の要望
- 6) 既存商品類型での対応の可能性
- 7) 次の①～③のいずれにも該当することにより、環境倫理面において適切であること
 - ①使い捨て商品（耐久性のある商品が存在する商品分野において、繰り返し使用ができない商品）など、環境面から不必要な消費をもたらす商品でないこと
 - ②環境問題をより本質的に解決もしくは悪化を防止するこ

類型委員会以外の者から提出された新規類型提案の審議に基づく選定にあたっては、第一次及び第二次調査を行うことになるが、その場合の個別評価項目は以下によることとする。

[第一次調査における個別評価項目]

注) 本項目の調査方法具体例を、付表I-1およびI-2に示す。

上述の方針に導かれる以下の事項について、適否を検討する。

1. エコマーク商品としての基本的要件への適合性、提案に該当する既存類型の有無、商品のマーケットシェアと普及促進の可能性、提案内容は科学的方法論に基づいたものであるか否か、商品のライフサイクル（資源採取、製造、流通、使用・消費、廃棄、リサイクル）全体としての環境負荷低減効果の有無、その他の項目について、調査を行う。調査の結果、適合しない項目がある場合は、以降の項目については調査は行わない。

[第二次調査における個別評価項目]

1. 市場調査
 - ・当該商品類型に属する商品について、より詳細な市場規模、占有率、普及率、特性などの調査を実施する。
2. 当該商品の供給者
 - ・企業規模、供給者の国内外の比率などの調査を実施する。
3. 製品の供給者(団体)および消費者(団体)への類型設定に関するヒアリング
 - ・上記1.および2.の調査結果、または商品類型設定が有力と考えられる提案のうち必要と認められるものについては、事務局が供給者および消費者から、意見ヒアリングを行う。

- とを目指す商品であること
- ③その他、消費者がエコマークの意義を理解する際に、混乱を招かない商品であること

	<p>3. 商品類型（適用範囲）の考え方</p> <p>1) 商品類型は、できるだけ機能（パフォーマンス）別に設定すること</p> <p>2) 商品類型で採り上げる適用範囲は、<u>基準の目的・コンセプトが変わらない範囲</u>で設定すること</p> <p>注1) 本項は、[ISO14024]の[3.3製品機能特性の選定]の規定に基づく</p> <p>機能別の例: 「紙製品」→「情報用紙」、「印刷用紙」、「包装用の用紙」など</p> <p>注2) 適用範囲の例: 「芳香族炭化水素類を含まない塗料」→「塗料」、 「オフセット印刷インキ」→「印刷インキ」など</p> <p>※ 日本標準商品分類の中分類を目安とする。</p>
--	--

I -2.商品類型選定の手順

現行(2000年10月)	改訂案
<p>1. 商品類型の選定ルート</p> <p>エコマーク商品類型の選定ルートは、次の2通りとする。</p> <p>A. 類型委員会自身の提案に基づく類型の選定</p> <p>B. 供給者、消費者又は第三者*からの提案に基づく類型の選定</p> <p>*供給者、消費者、第三者の用語は、それぞれISO14024第3.7項の"supplier(first party)", "purchaser(second party)", "third party"の区分に基づく。</p>	<p>1. 商品類型の提案</p> <p>エコマーク商品類型の<u>提案</u>は、次の2通りとする。</p> <p>A. <u>事務局の提案</u></p> <p>B. <u>供給者、消費者または第三者*からの提案</u></p> <p>*供給者、消費者、第三者の用語は、それぞれISO14024第3.7項の"supplier(first party)", "purchaser(second party)", "third party"の区分に基づく。</p>

2. 商品類型の選定手順

類型選定の手順は、基本的にISO14024の第6章「6.3製品カテゴリーの選定」の手続きに従う。

2 A. 類型委員会自身の提案に基づく選定

- 1) 類型委員会の指示に基づき、新たに商品類型を選定しようとする商品分野について、事務局による情報収集および調査を実施する。
- 2) 上記調査結果に基づき、事務局で新商品類型（案）を作成する。
- 3) 類型委員会で審議し、新商品類型として設定する。
- 4) 事務局は、当該新商品類型を2B.6)①に従い公表などを行う。

2 B. 供給者、消費者又は第三者からの提案に基づく選定

受け付けた新規商品類型提案は、「I-1.商品類型選定の方針」の考え方に沿って、以下の手続きで選定する。選定手順のフロー図を、別紙〔供給者、消費者または第三者からの提案に基づく類型選定手順のフロー図〕に示す。

1) 類型委員会による検討

受け付けたすべての新規商品類型提案について、類型委員会委員による検討を行い、特に調査すべき事項の有無を確認する。

2) 第一次調査

2. 商品類型提案の募集

- 1) 新しいエコマーク商品類型の提案（以下、新規類型提案）は、供給者、消費者または第三者から募集する。
- 2) 事務局は、年に1回、新規類型提案の受付期間を定めて、ホームページなどで提案の募集を行う。

3. 商品類型の選定手順

類型選定の手順は、基本的にISO14024の第6章「6.3製品カテゴリーの選定」の手続きに従う。

新規商品類型の選定は、事務局の提案、および供給者、消費者または第三者から受け付けた新規類型提案をもとに、「I-1.商品類型選定の方針」の考え方に沿って、以下の手続きにより行う。

1) 事務局による情報収集

事務局は、提案を受けた内容について情報収集や必要に応じて提案者へのヒアリングを行う。

事務局により、各委員のコメントを考慮しながら「I-1.商品類型選定の方針 4. 類型選定の個別評価項目」に基づき、[第一次調査における個別評価項目]の調査を実施する。

3) 類型委員会による第一次評価

全新規商品類型提案について、第一次調査の結果を参考にしながら類型委員会において評価し、下記のいずれかに区分する。

区分①「選定を検討すべき提案」：第二次調査を行う。

区分②「不選定」：6) ②の手続きにより、区分①の評価結果の公表と合わせ、不選定の旨の公表および提案者への通知を行う。

4) 第二次調査

第一次評価により、「選定を検討すべき提案」となったものについては、事務局は「I-1.商品類型選定の方針 4. 類型選定の個別評価項目」に基づき、[第二次調査における個別評価項目]の調査を実施する。

5) 類型委員会による第二次評価

第二次調査の結果を参考にしながら、①新規商品類型を設定するもの、および②不選定とするもの、を類型委員会が選定する。

なお、選定の参考とするため、類型委員会の指示などにより、意見聴取会を開催できるものとする。意見聴取者は類型委員会委員とし、意見発表者は、提案者のうち第一次評価および第二次調査に基づき直接意見を提出頂く必要があると判断された者および委員会で指定した者とする(原則として非公表)。

6) 審議結果の公表・通知

類型委員会の審議結果に基づいて、事務局が、次の区分に従い、結果の公表などおよび提案者への通知を行う。

2) 類型委員会による選定

事務局が行った情報収集やヒアリングなどにもとづき、類型委員会で選定する。

3) 選定結果の公表・通知

類型委員会の選定結果に基づいて、以下の通り発表する。

①新規商品類型として選定するもの

①新規商品類型を設定するもの

- ・第二次評価の結果、新規商品類型を設定するとされた提案については、その商品類型名および選定理由の概要を公表する。公表は、エコマークニュースおよびインターネットのホームページ上に和文と英文の両方で行う。
- ・同時に、「世界貿易機関(WTO)」の「貿易上の技術的障害(TBT)に関する協定」に従い、IEC情報センターへ当該新規商品類型の設定を通報するとともに、通商広報を通じて通知広告を行う。
- ・事務局より、提案者に選定された旨の通知をする。
- ・その後、基準策定のための手続きに入る。

②不選定とするもの

- ・第一次評価または第二次評価の結果、不選定とされたものについては、提案された類型名および不選定理由の概要を公表する。公表は、エコマークニュースおよびインターネットのホームページ上に和文と英文の両方で行う。
- ・事務局より、提案者へ不選定の旨およびその理由を通知する。

7) 苦情および異議申立

類型選定結果に対する苦情および異議申立は、書面でのみ受理する。その際に、審議後公表する旨がある旨、申立者に書面での同意を得ることとし、同意が得られない場合、苦情および異議申立を受理しない。受理した苦情および異議申立は、類型委員会で検討し、結果は書面にて申立者に通知する。

すべての苦情、異議申立、およびこれらへの対処措置は記録する。

・その商品類型名および選定理由の概要をエコマークニュースおよびホームページに和文と英文の両方で公表する。

・同時に、「世界貿易機関 (WTO) 」の「貿易上の技術的障害 (TBT) に関する協定」に従い、IEC情報センターへ当該新規商品類型の設定を通報するとともに、通商広報を通じて通知広告を行う。

・事務局より、提案者に選定された旨の通知をする。

・その後、「II-2認定基準策定の手順」に従い、基準策定の手続きに入る。

②新規商品類型として選定しないもの

・事務局より、提案者へ不選定の旨を通知する。

Ⅱ.認定基準の策定

Ⅱ-1.認定基準策定の方針

現行(2000年10月)	改定案
<p>認定基準の策定は、以下の方針に基づいて行うものとする。</p> <p>1. 認定基準策定の考え方</p> <p>基準書内容の策定にあたっては、[ISO14024]の[6.4製品環境基準の選定と策定]および[6.5製品機能特性の選定]の手続きに従い、[原則5.2～5.8、5.10、5.12、5.14および5.17]を満たすものとする。</p> <p>なお、認定基準策定にあたっては、エコマーク事業実施要領に示すエコマーク商品としての基本的な要件「その商品の製造、使用、廃棄等による環境への負荷が、他の同様の製品と比較して相対的に少ない」レベルの目安として、エコマーク認定基準を満たす製品のマーケットシェアが、他の同様の機能特性を持つ製品の中で、認定基準策定時20%程度となることを目標とする。この目標数値に関しては、商品類型ごとの製品市場の状況により、確保できない場合もあり得るので、商品類型に応じておおむね5～30%のような範囲を取り得ることを、考慮に入れておく必要がある。</p>	<p>認定基準の策定は、以下の方針に基づいて行うものとする。</p> <p>1. 認定基準策定の考え方</p> <p>基準書内容の策定にあたっては、[ISO14024]の[6.4製品環境基準の選定及び策定]および[6.5製品機能特性の制定]の手続きに従い、[原則5.2～5.8、5.10、5.12、5.14および5.17]を満たすものとする。</p> <p>なお、認定基準策定にあたっては、<u>次の1)～3)に基づく。</u></p> <p>1) <u>エコマーク事業実施要領 表1「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」を活用し、商品ライフサイクルの全段階における環境負荷を考慮に入れ、その商品の資源採取、製造、流通、使用消費、廃棄、リサイクルによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないレベル、またはその商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減できるレベルに基準を策定する。なお、環境負荷のトレードオフも考慮することとする。</u></p> <p>2) <u>複数の認定基準項目候補案の中から、その商品類型の目的を達成するために優先度が高い基準項目を絞りこんで選定する。</u></p> <p>3) <u>より多くの事業者、消費者の行動を持続可能な社会の形成に向け転換・誘導できる認定基準を策定する。</u></p>

<p>2. 基準策定における特定注意事項</p> <p>1) 製品の環境負荷評価 エコマーク事業実施要領 表1「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」を使用し、ライフサイクルの全段階における環境負荷を考慮に入れて評価する。</p> <p>2) 化学物質使用・含有など これらの認定基準化の考え方は、別紙「化学物質に関する環境負荷項目の考え方の整理」による。</p> <p>3) 認定基準が適用される具体的な商品範囲の設定の仕方については、「商品類型選定の方針」第2項に基づくものとする。</p>	<p>2. 基準策定における特定注意事項</p> <p>1) <u>基準策定の検討範囲は、原則として環境負荷低減に資する項目とし、品質基準については、商品類型ごとに必要に応じて設定する。</u></p> <p>2) <u>認定基準で要求する試験等については、参画機会を最大にするために、試験費や期間等が申請者にとって妥当かどうか考慮する。</u></p> <p>3) <u>客観的な審査を実施するために、できる限り、定量的評価が行える基準を設定することとし、定性的（報告）基準は極力設けない。</u></p> <p>4) <u>申請者が当然順守すべき国内法規等に関する基準を極力設けない。</u></p> <p>5) <u>基準として選定されなかった項目の中で配慮が望ましい項目や次回の見直しにあたって考慮されるべき項目については、「配慮事項」として設定することができる。</u></p> <p>3. <u>認定基準の有効期限</u> <u>認定基準の有効期限については、原則5年間とし、最大7年間まで設定できることとする。なお、Ⅲ-1. 1. 3) に定めるとおり、有効期限を延長することもできる。また、諸般の事情がある場合、類型委員会の承認を経て、必要に応じて有効期限を延長することができる。</u></p>
---	---

表1 「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A. 資源 採取	B. 製 造	C. 流 通	D. 使 用 消 費	E. 廃 棄	F. リサ イ クル
1 資源の消費						
2 地球温暖化影響物質の排出						
3 オゾン層破壊物質の排出						
4 生態系への影響						
5 大気汚染物質の排出						
6 水質汚濁物質の排出						
7 廃棄物の発生・処理処分						
8 有害物質等の使用・排出						
9 その他の環境負荷						

表1 「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A. 資源 採取	B. 製 造	C. 流 通	D. 使 用 消 費	E. 廃 棄	F. リサ イ クル
1 資源の消費						
2 地球温暖化影響物質の排出						
3 オゾン層破壊物質の排出						
4 生態系への影響						
5 大気汚染物質の排出						
6 水質汚濁物質の排出						
7 廃棄物の発生・処理処分						
8 有害物質等の使用・排出						
9 その他の環境負荷						

別紙

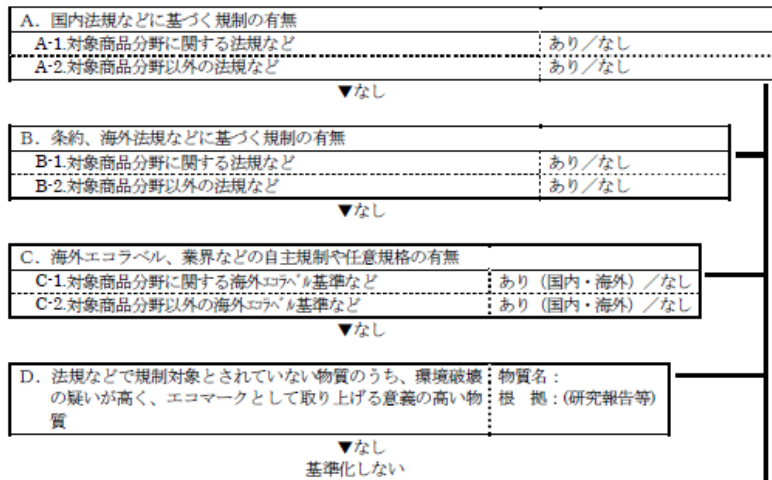
化学物質に関する環境負荷項目の考え方の整理

1. 化学物質

エコマーク認定基準策定にあたっては、商品のライフステージに関連する化学物質のうち、検討対象として挙げられた化学物質について、以下の考え方に基づいて検討を行うこととする。

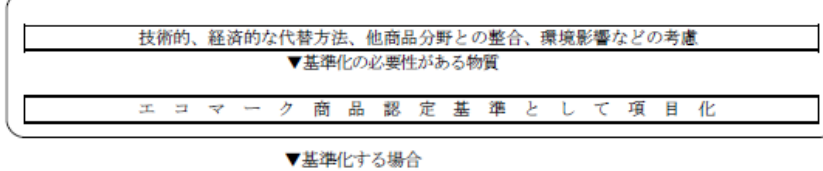
ステップ1. 基準化の検討

検討対象の化学物質群



「あり」またはDで挙げられた物質

ステップ2. 基準化の検討2





Ⅱ-2.認定基準策定の手順

現行(2000年10月)	改定案
<p>1. ワーキンググループ委員選定手順</p> <p>1) 以下の結果に基づいて、事務局でワーキンググループ所属団体名簿(案)を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者関係団体からの推薦、紹介を得る。 ○消費者関係団体（消費者、NGOなど）からの推薦、紹介を得る。 ○中立機関の専門家や有識者（大学の先生、研究者など）へコンタクトする。 <p>2) 委員構成として、供給者から1／3、消費者から1／3および中立機関の専門家などから1／3を目処とする。</p> <p>3) 1) に示す名簿（案）について、類型委員会で審議し承認を得る。認定基準案作成に係わる委員名は、非公表とする。</p> <p>注) ワーキンググループの開催頻度などの運営方法は、「ワーキンググループ規程」による。</p>	<p>1. ワーキンググループの設置</p> <p><u>「I-2. 商品類型選定の手順」により選定された新規商品類型、および「Ⅲ-1. 商品類型見直しの方針」に従い「全面的な改定」が必要と判断された商品類型について、ワーキンググループを設置する。</u></p> <p>2. ワーキンググループ委員選定手順</p> <p>1) 以下の<u>手順に従って</u>、事務局でワーキンググループ委員候補者リストをまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>ホームページなどで幅広く企業・団体からの委員の推薦の募集を行う。</u> ○<u>事業者関係団体、消費者関係団体（消費者団体、環境NGOなど）からの推薦、紹介を得る。</u> ○<u>中立機関の専門家や有識者（大学の先生、研究者など）などを事務局が推薦する。</u> <p>2) <u>財団法人 日本環境協会理事長は、上記1) の候補者リストをもとに、ワーキンググループの運営に必要な人選を行って委嘱する。委員は3名以上をもって構成し、商品類型に関する供給者、消費者、中立機関の専門家や有識者が、それぞれ1名以上含まれなければならない。認定基準案作成に係る委員名は、非公表とする。</u></p>

2. 認定基準案の策定

認定基準案は、Ⅱ-1.認定基準策定の方針に従ってワーキンググループで策定する。

3. 認定基準案の公表・意見受付手順

3. 1 認定基準案公表に関する手順

- 1) 類型委員会は、エコマーク審査委員会（以下「審査委員会」という。）で認定基準案に対する意見聴取を行ったうえで、当該認定基準案を審議し、認定基準案公表を承認する。
- 2) 当該認定基準案の策定にあたったワーキンググループ委員は類型委員会に出席し、認定基準案について意見を述べることができるものとする。
- 3) 公表が承認されない場合、当該認定基準案はワーキンググループに差し戻すこととする。

3. 2 事務局による認定基準案の公表

- 1) 類型委員会の審議結果に基づき、事務局が認定基準案を公表し、意見受付を行う。公表は、エコマークニュースおよびインターネットのホームページ上に和文と英文の両方で行う。
- 2) 上記1)に先だって、「世界貿易機関（WTO）」の「貿易

3. 認定基準案の策定

認定基準案は、「Ⅱ-1.認定基準策定の方針」に従ってワーキンググループで策定する。

- 1) 事務局は、新規商品類型の認定基準案策定に先立ち、基準案策定の方向性や重視すべき環境負荷項目などについて、ホームページなどでの意見募集や、消費者関係団体等からの意見聴取を行う。
- 2) ワーキンググループは認定基準案の策定にあたって、上記1)の結果に十分配慮するものとする。

4. 認定基準案の公表・意見受付手順

4. 1 認定基準案公表に関する手順

- 1) 類型委員会は認定基準案を審議し、認定基準案公表を承認する。
- 2) 当該認定基準案の策定にあたったワーキンググループ委員は類型委員会に出席し、認定基準案について意見を述べることができるものとする。
- 3) 公表が承認されない場合、当該認定基準案はワーキンググループに差し戻すこととする。

4. 2 事務局による認定基準案の公表

- 1) 類型委員会の審議結果に基づき、事務局が認定基準案を公表し、意見受付を行う。公表は、エコマークニュースおよびホームページに和文と英文の両方で行う。
- 2) 上記1)に先だって、「世界貿易機関（WTO）」の「貿易上の技術的障害（TBT）に関する協定」に従い、IEC情報セ

上の技術的障害（TBT）に関する協定」に従い、IEC情報センターへ認定基準案の公表を通報するとともに、通商広報を通じて通知広告する。

3. 3 意見受付

- 1) 上記基準案の公表に対し、表示期限内（60日間を確保する）の意見提出を、郵送またはFAXなどの文書により受け付ける。
- 2) 意見提出に際しては、以下の所要事項を記入したのみを受け付ける。また、意見は日本語によるものとする。
 - ・氏名
 - ・住所
 - ・電話番号
 - ・FAX
 - ・電子メールアドレス
 - ・職業
 - ・意見を述べるエコマーク商品類型名
 - ・上記認定基準案への意見

4. 意見による公表案の修正および認定基準書の制定

- 1) 寄せられた意見をもとに当該認定基準案の策定にあたったワーキンググループと事務局で認定基準書修正案および意見回答書案を作成する。審査委員会での当該基準書修正案に対する意見聴取を経て、類型委員会で審議する。この時、当該ワーキンググループ委員は類型委員会に出席し、認定基準案について意見を述べることもできるものとする。

ンターへ認定基準案の公表を通報するとともに、通商広報を通じて通知広告する。

4. 3 意見受付

- 1) 上記基準案の公表に対し、表示期限内（60日間を確保する）の意見提出を、郵送またはFAXなどの文書により受け付ける。
- 2) 意見提出に際しては、以下の所要事項を記入したのみを受け付ける。また、意見は日本語によるものとする。
 - ・氏名
 - ・住所
 - ・電話番号
 - ・FAX
 - ・電子メールアドレス
 - ・職業
 - ・意見を述べるエコマーク商品類型名
 - ・上記認定基準案への意見

5. 意見による公表案の修正および認定基準書の制定

- 1) 寄せられた意見をもとに当該認定基準案の策定にあたったワーキンググループと事務局で認定基準書修正案および意見回答書案を作成し、類型委員会で審議する。この時、当該ワーキンググループ委員は類型委員会に出席し、認定基準案について意見を述べることもできるものとする。

- 2) 類型委員会の指示などにより、意見聴取会を開催できるものとする。意見聴取者は類型委員会委員とし、意見発表者は、意見提出者のうち直接意見を聞く必要があると判断された者、その他類型委員会で指定した者とする。
- 3) 類型委員会の審議・承認を経て、財団法人 日本環境協会が認定基準書を制定する。
- 4) 事務局による認定基準書の制定に関する公表などは、以下のとおりとする。
 1. エコマークニュースおよびインターネットのエコマークホームページ上に和文と英文の両方で、新しい商品類型認定基準書の制定を公表する。
 2. 類型委員会の審議結果に従って、エコマークニュースおよびホームページ上で意見概要およびその回答書を公表する(意見者の氏名などは非公表)とともに、基準案への意見に対する回答を意見者に対して行う。ただし、意見者数が多い場合(20超を目安とする)は、意見者への回答は、公表をもってこれに代える。
 3. 「世界貿易機関(WTO)」の「貿易上の技術的障害(TBT)に関する協定」に従い、IEC情報センターへ商品類型認定基準書の制定を通報するとともに、通商広報を通じて通知広告を行う。

- 2) 類型委員会の指示などにより、意見聴取会を開催できるものとする。意見聴取者は類型委員会委員とし、意見発表者は、意見提出者のうち直接意見を聞く必要があると判断された者、その他類型委員会で指定した者とする。
- 3) 類型委員会の審議・承認を経て、財団法人 日本環境協会が認定基準書を制定する。
- 4) 事務局による認定基準書の制定に関する公表などは、以下のとおりとする。
 1. エコマークニュースおよびホームページに和文と英文の両方で、新しい商品類型認定基準書の制定を公表する。
 2. 類型委員会の審議結果に従って、エコマークニュースおよびホームページ上で意見概要およびその回答書を公表する(意見者の氏名などは非公表)とともに、基準案への意見に対する回答を意見者に対して行う。ただし、意見者数が多い場合(20超を目安とする)は、意見者への回答は、公表をもってこれに代える。
 3. 「世界貿易機関(WTO)」の「貿易上の技術的障害(TBT)に関する協定」に従い、IEC情報センターへ商品類型認定基準書の制定を通報するとともに、通商弘報を通じて通知広告を行う。

Ⅲ.商品類型の見直し

Ⅲ-1.商品類型見直しの方針

現行(2000年10月)	改定案
<p>既存の商品類型の見直し・廃止にあたっては、以下の方針に基づいて行うものとする。</p> <p>1. 1996年3月以降に制定された商品類型</p> <p>1. 1 見直し期限に近づいた商品類型の見直し</p> <p>当該商品類型（いわゆる商品類型番号が100番台の類型）については、見直し期限を5年以内としている。5年を経過しようとする商品類型については、以下に基づいて見直しが必要かまたは廃止すべきかを判断する。</p> <p>1. 市場において、同一カテゴリ内商品の認定基準達成率が向上し、認定基準の達成が一般化した商品類型</p> <ul style="list-style-type: none"> ここで述べる判断の基準は、エコマーク事業実施要領において、「Ⅱ-1.①その商品の製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ないことに属する商品の場合に適用される。 <p>2. 一般の消費者に対する商品普及率が向上し、消費者に普及した商品類型</p> <ul style="list-style-type: none"> ここで述べる判断の基準は、エコマーク事業実施要領において、「Ⅱ-1.②その商品を利用することにより、他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができるなど、環境保全に寄与する効果が大きいこと」に属する商品類型に適用される。 	<p>1. 商品類型見直しの考え方</p> <p><u>有効期限のおよそ2年前を迎える商品類型については、以下の1)～3)のとおり、全面的な改定か、現行の有効期限をもって終了か、有効期限の延長のいずれを行うべきかを判断する。</u></p> <p>1) 以下に該当すると判断される商品類型は、<u>全面的な改定を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①<u>基準値の引き上げなど基準内容のレベルを上げることにより、持続可能な社会への貢献が大きい。</u> ②<u>科学的知見の向上、社会的情勢の変化により、解決すべき新たな環境問題が発生したため、既存の商品類型にはなかった基準を盛り込む必要がある。</u> ③<u>商品類型を設定する目的、コンセプトを大幅に見直す必要がある。</u> ④<u>供給者、消費者、中立機関の専門家や有識者などからの大幅な改定のニーズがある。</u> <p>2) 以下に該当すると判断される商品類型は、<u>現行の有効期限をもって終了とする。</u></p>

1. 2 見直し期限内における商品類型の見直し

見直し期限内においても、以下の1) または2) に該当する商品類型については、適宜、見直し・廃止を行う。

- 1) 関係者などの要請により不適当との指摘がなされた商品類型
- 2) 法令などにより、エコマークの認定基準と同等の環境規制が義務付けられた商品類型

2. 1996年3月以前に設定された商品類型

2. 1 見直しの優先順位

当該商品類型（類型番号71番までのもの）では、認定基準書に見直し期限が示されていない。また、ライフサイクル全体に亘る商品の環境負荷を考慮していないので、早急に見直しが必要である。これらの商品類型の見直しについては、当面以下の優先順位で実施する。

- 1) すでにエコマーク推進委員会において、見直しを承認された商品類型
- 2) 上記1. 2の見直し期限内における見直しの条件1)、2) に合致する商品類型
- 3) 各商品類型ごとの認定商品の多いもの
- 4) 以上に該当しないものは、類型番号の古いものから

2. 2 商品類型の見直しにおける注意事項

商品類型の見直しに関しては、これまでにエコマーク新商品類型提案として受け付けたもののうち、既存商品類型の見直し時に併せて検

①関係者の指摘などにより、基準設定が不適当と判断された。

②エコマークで商品類型の対象とする意義がなくなった。

3) 現行の基準を維持してさらなる普及、推進を図っていく必要があると判断される商品類型は、有効期限の延長を行う。この有効期限の延長は最大5年まで行うことができるものとする。なお、再延長を妨げない。

<p>討する、とされたものも多い。従って、商品類型を見直す際には、対象とする商品範囲の検討において、これらの提案も考慮する。</p> <p>また、当該商品類型に関してエコマーク使用契約を締結し、既認定商品を有する者に対しても、商品類型見直し開始時期の通知などの配慮をする。</p>	
--	--

III-2.商品類型見直しおよび認定基準書の軽微な改定の手順

現行(2000年10月)	改訂案
<p>1. 商品類型見直し・廃止の手順</p> <p>商品類型の見直し・廃止は、以下の手順による。</p> <p>①事務局より類型委員会に見直しの諮問を行う。</p> <p>②類型委員会での審議の結果、商品類型の見直し・廃止が承認された場合、以下の手順に従い作業を行う。</p> <p>手続きフロー図を、別紙A. [商品類型見直し・廃止手順のフロー] に示す。</p> <p>1) 類型委員会で見直し作業に入ることが承認された商品類型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該商品類型名および見直し理由の概要を公表する。公表は、エコマークニュースおよびインターネットのホームページ上に和文と英文の両方で行う。 ・同時に、「世界貿易機関(WTO)」の「貿易上の技術的障害(TBT)に関する協定」に従い、IEC情報センターへ商品類型の見直し作業開始を通報するとともに、通商広報を通じて通知広告を行う。 	<p>1. 商品類型見直しの手順</p> <p>商品類型の見直しは、以下の手順による。</p> <p><u>1) 有効期限のおよそ2年前を迎えた商品類型は、ホームページなどで、見直しについて幅広く意見を募集する。</u></p> <p><u>2) 上記1) で寄せられた意見を踏まえ、類型委員会において、商品類型の全面的な改定、現行の有効期限をもって終了、または有効期限の延長について審議、承認を得る。</u></p> <p><u>3) 当該商品類型名および2) の見直しの概要をエコマークニュースおよびホームページ上に公表する。同時に、「世界貿易機関(WTO)」の「貿易上の技術的障害(TBT)に関する協定」に従い、IEC情報センターへ商品類型の見直し作業開始を通報するとともに、通商広報を通じて通知広告を行う。</u></p> <p><u>4) 全面的な改定を行う商品類型については、基準書改定のための手続きに入る。改定手続きは、「II-2.認定基準策定の手順」に準じて行う。改定にあたって、ワーキンググループは上記1) で寄せられた意見を十分に考慮する。</u></p>

- ・その後、基準書改定のための手続きに入る。改定手続きは、「認定基準策定の手順」に準じて行う。

2) 類型委員会で廃止すべきと承認された商品類型

- ・類型委員会の審議結果に基づき、事務局が商品類型廃止案を公表し、意見受付を行う。公表は、エコマークニュースおよびインターネットのホームページ上に和文と英文の両方で行う。
- ・同時に、「世界貿易機関(WTO)」の「貿易上の技術的障害(TBT)に関する協定」に従い、IEC情報センターへ商品類型の廃止案の公表を通報するとともに、通商広報を通じて通知広告する。
- ・上記廃止案の公表に対し、表示期限内（60日間を確保する）の意見提出を、郵送またはFAXなどの文書により受け付ける。
- ・意見提出に際しては、以下の所要事項を記入したものを受け付ける。また、意見は日本語によるものとする。
 - ・氏名
 - ・住所
 - ・電話番号
 - ・FAX
 - ・電子メールアドレス
 - ・職業
 - ・意見を述べるエコマーク商品類型名
 - ・上記商品類型廃止案への意見
- ・寄せられた意見を元に類型委員会と事務局で意見回答書案を作成する。審査委員会での当該商品類型廃止に対する意見聴取を経て、類型委員会で審議する。
- ・類型委員会の審議・承認を経て、財団法人 日本環境協会が当該商品類型の廃止を決定する。類型委員会で承認が得られない場合、当該

商品類型は現状維持とする。

・事務局による商品類型の廃止に関する公表などは、以下のとおりとする。

1. エコマークニュース、インターネットのエコマークホームページ上に和文と英文の両方で、商品類型の廃止を公表する。
2. 類型委員会の審議結果に従って、エコマークニュース、ホームページで意見概要およびその回答書を公表する(意見者の氏名などは非公表)とともに、商品類型廃止案への意見に対する回答を意見者に対して行う。ただし、意見者数が多い場合(20超を目安とする)は、意見者への回答は、公表をもってこれに代える。
3. 「世界貿易機関(WTO)」の「貿易上の技術的障害(TBT)に関する協定」に従い、IEC情報センターへ商品類型の廃止を通報するとともに、通商広報を通じて通知広告を行う。

2. 品質に関する認定基準の改定

上記によらず、エコマーク以外の分野で定まる品質規格の改廃に伴う改定など、品質に関する認定基準の形式的な変更をすべきことが、審査委員会により提案された場合には、以下の手順に従って改定を進めることができる。

手続きフロー図を、別紙[B. 品質に関する認定基準の改定フロー]に示す。

- 1) 審査委員会の審議結果に従って、事務局で改定基準案を作成する。
- 2) 類型委員会で審議する。

- 3) 類型委員会での審議結果に基づき、財団法人日本環境協会が認定基準書を改定し、公表などをする。公表などの手順は、「認定基準策定の手順」4.4) の第1項および第3項に準じて行う。

3. 認定基準書の軽微な改定

上記2. 以外の認定基準書の軽微かつ部分的な見直しが、審査委員会より提案された場合には、1. によらず、以下の手順に従って改定を進めることができる。

手続きフロー図を、別紙[C. 認定基準の軽微な改定フロー]に示す。

- 1) 審査委員会の審議結果に従って、事務局で改定基準案を作成する。
- 2) ワーキンググループで審議し、承認を得る。
- 3) 類型委員会で審議する。
- 4) 類型委員会での審議結果に基づき、財団法人日本環境協会が認定基準書を改定し、公表などをする。公表などの手順は、「認定基準策定の手順」4.4) の第1項および第3項に準じて行う。

2. 認定基準書の軽微な改定

認定基準書の軽微かつ部分的な見直しが必要となった場合には、1. によらず、以下の手順に従って改定を進めることができる。

- 1) 事務局で改定基準案を作成する。
- 2) ワーキンググループで審議し、承認を得る。
- 3) 類型委員会で審議する。
- 4) 類型委員会での審議結果に基づき、財団法人日本環境協会が認定基準書を改定し、当該商品類型名および1) の改定の概要をエコマークニュースおよびホームページに和文と英文で公表する。同時に、「世界貿易機関（WTO）」の「貿易上の技術的障害（TBT）に関する協定」に従い、IEC情報センターへ認定基準書の軽微な改定を通報するとともに、通商弘報を通じて通知広告を行う。

規程

Ⅱ.ワーキンググループ規程

現行(2000年10月)	改定案
<p>ワーキンググループ（以下「WG」という。）の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところによる。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第1条 WGは、次の事項を所掌する。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)認定基準案の作成</p> <p style="padding-left: 2em;">(2)認定基準に関する技術的解釈</p> <p>（構成および委員の委嘱）</p> <p>第2条 WGは3名以上をもって構成し、その委員は設定された商品類型に関する供給者、消費者および中立機関の専門家や有識者のうちから、財団法人 日本環境協会理事長が委嘱する。</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第3条 委員の任期は当該エコマーク商品類型が次のWGにより見直し（軽微な見直しを除く）・制定されるまでとする。</p> <p>（委員長）</p> <p>第4条 委員の互選により、委員長をおく。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 委員長は、WGを統轄する。</p>	<p>ワーキンググループ（以下「WG」という。）の設置は、エコマーク事業実施要領第1章3項に定めるところによる。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第1条 WGは、次の事項を所掌する。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)認定基準案の作成</p> <p style="padding-left: 2em;">(2)認定基準に関する技術的解釈</p> <p>（構成および委員の委嘱）</p> <p>第2条 WGは3名以上をもって構成し、その委員は商品類型に関する供給者、消費者および中立機関の専門家や有識者のうちから、財団法人 日本環境協会理事長が<u>WGの運営に必要な人選を行って</u>委嘱する。</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第3条 委員の任期は、<u>当該エコマーク商品類型について新たな見直しWGが設置されるまで</u>とする。</p> <p>（委員長）</p> <p>第4条 委員の互選により、委員長をおく。<u>委員長は、原則として中立機関の専門家や有識者をもって充てる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 委員長は、WGを統轄する。</p>

(WGの開催)

第5条 WGは、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

(会議の定足数および議決数)

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし当該議事および議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が、出席し議決に参加できるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃する場合は、類型委員会において、委員の過半数の同意を得て議決し、エコマーク運営委員会の承認を得ることとする。

(WGの開催)

第5条 WGは、委員長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 会議は、概ね1～2ヶ月に1回の頻度で、全3～5回の開催を目安とする。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、あらかじめ委員長が認めた者を、オブザーバーとして出席させることができるものとする。オブザーバーは議決に参加することができない。

(会議の定足数および議決数)

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし当該議事および議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員が指名した委員代理が、出席し議決に参加できるものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃する場合は、類型委員会において、委員の過半数の同意を得て議決し、エコマーク運営委員会の承認を得ることとする。